

人権の日・人権週間

「人権の日」

小松島市では毎月11日を「人権の日」としています。この日は、「人権の日の旗」が掲げられている様子を市内各所で見ることができます。

「人権の日」は、1990年に開かれた第15回小松島市同和教育振興協議会（現在は、小松島市人権教育振興協議会）総会において、『市民の日常生活に節目を設け、生活を点検することにより、人権意識の高揚に努め、もって、人権尊重の精神の生活化、実践を図る』ことを目的として制定されたものです。11日を「人権の日」と定めた由来は、次のとおりです。

○同和問題早期解決のため、同和対策審議会答申が出された1965年8月11日を記念する。

○同和問題の解決は「国民的課題」であり、市民一人一人が自らの問題と受け止め実践する。

○一人一人を大切に作る社会、真に基本的人権尊重の社会を実現する。

○11を分解して、1対1ととらえ、「平等」の意味を表す。「人権の日」が制定されてから30年ほど経ちました。当初は同和問題に特化していましたが、現在は、あらゆる人権課題の解決をめざし、日常生活に節目を設け、生活の点検をする日として、現在も続いています。

さらに、2020年度は、残念ながら新型コロナウイルス感染症予防の観点から実施することができませんでしたが、年4回該当する月の11日（曜日の関係で変動あり）に「人権教育学級（講演会）」を開催しています。その他にも「人権問題講演会」や「市民人権のつどい」なども開いています。

「人権週間」

1948年12月10日第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、1950年にこの日を「人権デー」と定め、加盟国等に人権の発展を推進するように呼び掛けています。

日本では、「人権デー」に先立ち、「世界人権宣言」採択の翌年1949年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。

人権啓発についてはこれまで、世界各地で繰り返し行われています。それにもかかわらず、世界中ではもちろん、日本国内でも多くの人権課題が存在しており、また、新たな人権課題が生まれているのが現実です。

慌ただしい日常の中で、人権について意識を向ける機会が少ないかもしれません。そこで、この「人権の日」や「人権週間」が人権について考えるよい機会になれば幸いです。

（参考）小松島市人権教育振興協議会資料、法務省「人権の擁護」

市人権推進課（市教育庁舎1階）
 〒322-2122
 FAX 333-3525
 Mail:jinkensushin@city.komatsushima-tokushima.jp

市民文芸

花みずき歌壇

378

松並敦子・選

今朝もゆく三社詣りの境内の狛犬さんは「あ、うん」で迎える

横須町 三宅 敏恵

目出し帽と手袋二枚身につけて小雪舞う中私の散歩

田浦町 太田カツミ

ガラス越しの日峰山はどんと在り青空を背に冬の貌して

横須町 山崎 泰子

夜の更けを猫が一点見つめる何も見えねば背筋が凍る

和田島町 瀧川 益美

辛抱は金の成る木と言いつ母うたた寝をする夢に出て来し

赤石町 田原トシ子

新しい世界が見えてわくわくと私の生活九十三歳の出発

横須町 福島 夢栄

初夢は家族揃っておせち食む目覚めれば空し亡夫に「おめでとう」

江田町 深田 伴子

お日様の恋しい今日は日向ぼっこ何をするのも動くのもいや

榊原町 松下 玉枝

駅舎跡プレハブ二畳の待合室にマスクはいらぬ猫が戯る

立江町 湯浅かや子

お大師のお手植えと聞く大楠は天を仰ぐと枝をひろげて

田浦町 西 教明